

されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。

一 佐賀県職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第七条第三項の規定による給料月額

三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額
(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例若しくは佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで、第二条の規定による改正前の任期付職員条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第十六条の五第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは第十七条第二項(同条第三項、第二条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第二項及び第三条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項又は公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(給与条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与条例第十一条の三の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に必要

な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正等)

7 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

8 平成十七年十二月に支給する期末手当の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第五項の規定の例によらないものとする。

(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正等)

9 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

10 平成十七年十二月に支給する期末手当の額については、佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第五項の規定の例によらないものとする。

参考資料

第一条(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を</p>

経過した日)から一年を経過すること
にその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三
万六千九百円

二 略

2・3 略

第八条 略

2 略

3 扶養手当の月額、前項第一号に掲げる扶養親族については一萬三千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千元(職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一萬千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

4 略

(勤勉手当)

第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支

経過した日)から一年を経過すること
にその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三
万七千九百円

二 略

2・3 略

第八条 略

2 略

3 扶養手当の月額、前項第一号に掲げる扶養親族については一萬三千五百円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千元(職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一萬千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

4 略

(勤勉手当)

第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支

<p>改 正 後</p> <p>(給与に関する特例)</p>	<p>新旧対照表</p> <p>第二条(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に係る</p>	<p>別表第一〜別表第四 略</p> <p>3〜5 略</p> <p>乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額</p>	<p>給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額</p>
<p>改 正 前</p> <p>(給与に関する特例)</p>		<p>別表第一〜別表第四 略</p> <p>3〜5 略</p> <p>乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額</p>	<p>給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額</p>

<p>2〜5 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。）」第七條の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあ</p>	<table border="1"> <tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr> <tr><td>一</td><td>四〇三、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四五六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>五一三、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>五八三、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>六六六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>七七九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td>九一、〇〇〇</td></tr> </table>	号給	給料月額(円)	一	四〇三、〇〇〇	二	四五六、〇〇〇	三	五一三、〇〇〇	四	五八三、〇〇〇	五	六六六、〇〇〇	六	七七九、〇〇〇	七	九一、〇〇〇	<p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。))には、次の給料表を適用する。</p>
号給	給料月額(円)																	
一	四〇三、〇〇〇																	
二	四五六、〇〇〇																	
三	五一三、〇〇〇																	
四	五八三、〇〇〇																	
五	六六六、〇〇〇																	
六	七七九、〇〇〇																	
七	九一、〇〇〇																	
<p>2〜5 略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。）」第七條の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあ</p>	<table border="1"> <tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr> <tr><td>一</td><td>四〇四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四五七、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>五一四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>五八五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>六六八、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>七八一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td>九一三、〇〇〇</td></tr> </table>	号給	給料月額(円)	一	四〇四、〇〇〇	二	四五七、〇〇〇	三	五一四、〇〇〇	四	五八五、〇〇〇	五	六六八、〇〇〇	六	七八一、〇〇〇	七	九一三、〇〇〇	<p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。))には、次の給料表を適用する。</p>
号給	給料月額(円)																	
一	四〇四、〇〇〇																	
二	四五七、〇〇〇																	
三	五一四、〇〇〇																	
四	五八五、〇〇〇																	
五	六六八、〇〇〇																	
六	七八一、〇〇〇																	
七	九一三、〇〇〇																	

るの「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

第三条(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四〇八、〇〇〇
二	四八二、〇〇〇
三	五六〇、〇〇〇
四	六五一、〇〇〇
五	七六〇、〇〇〇
六	八六八、〇〇〇

3 5 6 略

号給	給料月額(円)
一	三三六、〇〇〇
二	三七五、〇〇〇
三	四〇五、〇〇〇

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
一	四〇九、〇〇〇
二	四八三、〇〇〇
三	五六一、〇〇〇
四	六五三、〇〇〇
五	七六二、〇〇〇
六	八七〇、〇〇〇

3 5 6 略

号給	給料月額(円)
一	三三七、〇〇〇
二	三七六、〇〇〇
三	四〇六、〇〇〇

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任

期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

附則第七項(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附則第九項(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員</p>

(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十九号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「十二月に支給する場合には」は百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を加える。

別表第一から別表第四までを次のように改める。